

# 入札説明書（仕様書）（企画提案コンペ）

公 告 日

令和4年 5月 20日

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、見積合わせに参加してください。  
※本件案件は、紙による見積合わせです。

## 1 案件名及び内容

案件名：令和4～6年度 三重県立総合医療センター設備総合管理業務委託

内 容：別紙「委託設計仕様書」のとおり

## 2 履行期間及び履行場所

(1) 履行期間 令和4年10月1日0時から令和7年3月31日24時まで

(2) 履行場所 別紙「委託設計仕様書」のとおり

## 3 評価基準額 370,986,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 評価基準額は、予定価格ではありません。

## 4 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

### (1) 競争入札参加資格

ア 当該提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 過去5年間に、200床以上の病院において、設備総合管理業務を通算1年以上履行した実績があること。

オ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

※ アからウ及びオは開札後に落札候補者に対して確認します。エについては、提案書提出時点で確認します。

## 5 落札候補者に求められる義務

落札候補者にあつては、入札実施後に(1)から(4)までの書類を16(6)の締切日時までに提出して下さい。また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し

(3) 4(2)エを証明する書類（提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）

(4) 4(2)の落札資格を証明する書類（提案書提出時点で資格を有していること。）

## 6 提案書の作成について

(1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき作成して下さい。

(2) 提出部数は、2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。

- (3) 原稿サイズはA4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね300ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおり編綴してください。
- (6) 一旦提出された提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 提案書提出時に配置予定として専任される責任者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される技術者は、提案書に記載された有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除することがあります。
- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置予定技術者の実務経験年数は、提案書に記載された経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除することがあります。

## 7 提案書聴取会の実施について

- (1) 評価基準表に沿って提案書聴取会を行いますので、専任予定の業務責任者は必ず出席をお願いします。出席者は、専任予定の業務責任者を含めて3名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、専任予定の業務責任者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします。（なお、業務責任者が経営状況を説明できる場合は除きます。）
- (2) 専任予定の業務責任者が提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は【0点】とします。
- (3) 提出された提案書により全ての技術評価項目が【0点】となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は【0点】となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後【無効】とし、落札者としません。

## 8 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) 落札候補者について、4(2)アからウの落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (2) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約は、17に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 11 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期契約条項の定めるところによります。

また、支払いについては、入札書に記載された金額を30回の均等割（端数は最終月で調整）した金額の100分の110とし、各月の検査後支払うものとします。

## 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限ります。

## 13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「落札停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 14 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が上記（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により「落札停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 15 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、16(1)にある締切日時までに行うものとします。

（※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (7) 提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (8) 提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。  
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (9) 本件入札手続において政府調達協定に苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

16 期間の設定（時間は、24 時間表示となっています。）

- (1) 質疑等の提出締切日時 令和 4 年 5 月 27 日（金）12 時まで  
《結果回答》

令和 4 年 6 月 1 日（水）17 時までに行います。

※ 提出締切日時までに、入札事務担当所属に書面（FAX 可）で質疑申請を行ってください。  
質疑の回答は、ホームページ上にて行いますので確認してください。

※ 質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

- (2) 競争入札参加資格確認申請書の締切日時令和 4 年 6 月 8 日（水）12 時まで  
《結果通知》

令和 4 年 6 月 13 日（月）に行います。

**【提出方法】**

「一般競争入札参加資格確認申請書」に必要事項を記載し、書面にて提出締切日時までに次の場所に郵送又は持参により提出してください。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

〒510-8561 三重県四日市市大字日永5450番地132  
三重県立総合医療センター 事務局 総務部 施設課（担当：清水）

- (3) 提案書及び見積書等提出の日時及び方法等

ア 日時 参加資格の結果通知日の翌日から令和 4 年 6 月 17 日（金）15 時まで

イ 場所 17 に記載する所属

ウ 方法 提案書や入札書等の提出については、持参又は郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

また、郵送とする場合は封筒等の宛名面に「三重県立総合医療センター設備総合管理業務委託提案書及び見積書在中」と記載してください。

- (4) 提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和 4 年 6 月 23 日（木）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

- (5) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和4年6月28日(火)15時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に5(1)から(4)までの書類を契約事務担当所属に提出していただきます(FAX可)。また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(6) 落札候補者への結果通知

通知日時 令和4年7月1日(金)(予定)

17 入札・契約に関する事務を担当する課

〒510-8561 三重県四日市市大字日永 5450 番地 132

三重県立総合医療センター事務局 総務部 施設課 担当 清水

電話 059-345-2321 FAX 059-347-3500

## 入札に際しての注意事項

- 1 本項目の参加資格及び落札資格は、以下のとおりです。
  - (1) 参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
    - エ 過去5年間に、200床以上の病院において、設備総合管理業務を通算1年以上履行した実績があること。
    - オ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む）していること。  
※ アからウ及びオは開札後に落札候補者に対して確認します。エについては、提案書提出時点で確認します。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
  - (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの。）の写し
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの。）の写し
  - (3) 1(2)を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 3 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めるものとします。
- 5 「価格評価点」と「技術評価点」の合計点が同点による落札候補者が二人以上ある場合は、「落札候補者決定基準」の定めるところにより落札候補者を決定するものとします。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。ただし、入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。再度入札又は不落随意契約については、電子入札システム又は書面により別途通知します。
- 7 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。  
なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。
- 8 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 9 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - (1) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

- (3) 契約事務担当所属に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 10 契約締結権者は、受注者が9のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 11 契約書の作成、提出については、会計規程第49条によります。
- 12 入札者が1者となった場合は入札を中止又は延期する場合があります。